



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（衛生薬務課）…………… 1

### 告 示

- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）…………… 2
- 基本測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 3
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 3

### 公 告

- 知事の職務代理人（秘書課）…………… 3
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件（下水道課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4

### 企業局事項

- 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程…………… 4

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程…………… 5

### 人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施…………… 6
- 沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験の実施…………… 12
- 身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の実施…………… 17

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 20

## 規 則

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 4月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第28号

#### 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則（平成20年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2号から第22号まで」を「第2号から第4号まで、第5号（原産地についての表示に係る部分を除く。）及び第6号」に改め、同項第2号から第6号までを次のように改める。

- (2) 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）において一般用加工食品（同令第3条第1項に規定する一般用加工食品をいう。次号において同じ。）について表示されるべきこととされている同項の表の上欄及び同条第2項の表の上欄に掲げる表示事項のうち保存の方法、消費期限若しくは賞味期限、添加物、原材料名、アレルゲン、原料原産地名（同令別表第15の1から22までに掲げる加工食品に係るものに限る。）又は原産国名について、同条又は同令第5条第1項若しくは第8条第1号若しくは第2号に規定

する基準（原材料名については、同令第3条第1項ただし書に規定する表示の基準を除く。）に合う表示がないこと。

- (3) 食品表示基準において一般用加工食品について表示されるべきこととされている消費期限若しくは賞味期限、原材料名又は原産国名について同令第9条第1項第13号に掲げる表示禁止事項が表示され、又は原料原産地名について同項第6号に掲げる表示禁止事項が表示されていると認められること。
- (4) 食品表示基準において常温での保存が可能な乳又は乳製品について表示されるべきこととされている同令別表第19の中欄に掲げる表示事項のうち常温での保存が可能である旨又は常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日について、同令第4条、第5条第1項又は第8条第1号若しくは第2号に規定する基準に合う表示がないこと。
- (5) 食品表示基準において同令第18条第1項に規定する一般用生鮮食品について表示されるべきこととされている同項の表の上欄及び同令別表第24の中欄に掲げる表示事項のうち原産地、アレルゲン、添加物、使用の方法、保存の方法又は消費期限若しくは賞味期限について、同項又は同令第19条、第20条若しくは第22条第1項第1号若しくは第2号に規定する基準に合う表示がないこと。
- (6) 食品表示基準において同令第32条第1項に規定する添加物について表示されるべきこととされている同項の表の上欄及び同条第2項の表の中欄に掲げる表示事項のうち保存の方法、消費期限若しくは賞味期限、アレルゲン又は使用の方法について、同条第1項、第2項若しくは第5項又は同令第35条第1項第1号若しくは第2号に規定する基準に合う表示がないこと。

第3条第1項中第7号から第23号までを削り、第24号を第7号とし、第25号から第28号までを17号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日以後に、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）附則第4条の規定による表示がされた同条に規定する加工食品及び添加物が消費者に販売された場合における改正後の第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

## 告 示

### 沖縄県告示第238号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 4月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市大浜地内（大浜地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年12月7日から平成29年3月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

### 沖縄県告示第239号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 4月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）及び国土広域情報修正測量）

**沖縄県告示第240号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、中部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市勝連南風原地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年11月14日から平成29年3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

**沖縄県告示第241号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 読谷村大湾東土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 読谷村字大湾425番地
- 3 施行地区 読谷村字比謝比謝原、後原及び長佐久原並びに字大湾亀池原、田小根原及び東原並びに字比謝比謝原の各一部
- 4 事業施行期間 平成21年12月11日から平成31年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成21年12月3日
- 6 変更の内容 組合の事務所の所在地を「読谷村字大湾425番地」から「読谷村字比謝比謝原34番地1」に変更する。
- 7 変更認可の年月日 平成29年3月29日

---

**公 告**

---

この度本職は、海外へ出張するので、平成29年4月9日から同月12日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成29年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 中部第一流域下水道
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和48年9月19日から平成35年3月31日まで
- 6 事業の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 4月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画及び中部広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 中部第二流域下水道
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和48年5月17日から平成35年3月31日まで
- 6 事業の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 4月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年12月2日 沖縄県指令土第1255号、平成29年3月23日 沖縄県指令土第238号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字新川舟蔵2471番1ほか7筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都品川区大井一丁目35番3号 ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永山泰樹
- 5 検査済証番号 平成29年3月28日 第4355号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月8日

## 企 業 局 事 項

### 沖縄県企業局管理規程第13号

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 4月 7日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 町 田 優

### 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程（平成4年沖縄県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別図中 「白川水質浄化施設」 を 「白川水質浄化施設  
大湾小水力発電施設」 に改める。

### 附 則

この規程は、平成29年4月7日から施行する。

## 病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月7日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

### 沖縄県病院事業局管理規程第8号

#### 沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第318号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第2条第3号中「病院長」を「院長」に改める。

第5条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改める。

第6条の見出し中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改め、同条中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に、「衛生管理者を」を「所属長を」に改める。

第7条の見出し及び同条中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（総括安全衛生管理者）

**第7条の2** 法第10条第1項の適用を受ける病院に同項に規定する総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、院長の職にある者をもって充てる。

（総括安全衛生管理者の職務）

**第7条の3** 総括安全衛生管理者は、当該病院の衛生管理者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を統括管理する。

（総括安全衛生管理者の代理者）

**第7条の4** 総括安全衛生管理者がやむを得ない理由によって職務を行うことができないときは、政令第2条に規定する事業場に該当する病院にあっては当該病院に所属する職員のうちから総括安全衛生管理者があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第8条第1項中「病院に法第12条第1項の」を「法第12条第1項の適用を受ける本庁又は病院に同項に」に改め、同条第2項中「病院」を「本庁又は病院」に改める。

第9条第1項中「、総括安全衛生管理者の指揮を受け」を削る。

第10条第1項中「本庁に」を「法第12条の適用を受けない本庁又は病院に法第12条の2に規定する」に改め、同条第2項中「本庁」の次に「又は病院」を加え、同条第3項中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改め、同条第4項中「衛生管理者は」を「衛生推進者は」に、「総括安全衛生管理者」を「所属長」に改める。

第12条第2項中「総括安全衛生管理者」を「所属長及び総括安全衛生管理者」に改める。

第13条第3項中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項中「総括安全衛生委員会」を「病院事業安全衛生委員会」に改め、同条第2項中「病院」を「法第10条第1項の適用を受ける本庁又は病院」に改める。

第16条第1項中「総括安全衛生委員会」を「病院事業安全衛生委員会」に改め、同条第2項中「当該病院」を「当該本庁又は当該病院」に改める。

第17条第1項中「総括安全衛生委員会」を「病院事業安全衛生委員会」に改め、同項第1号中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改める。

第18条第1項及び第3項中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改める。

第20条中「総括安全衛生委員会」を「病院事業安全衛生委員会」に、「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に、「病院長」を「所属長」に改める。

第24条の見出しを「（庶務）」に改め、同条中「総括安全衛生委員会」を「病院事業安全衛生委員会」に、「各病院」を「県立病院課及び各病院」に改める。

第26条中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改める。

第27条第1項及び第2項並びに第28条中「総括安全衛生管理者」を「所属長」に改める。

第30条第1項及び第3項中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改める。

第33条第3項、第42条第2項並びに第47条第1項及び第2項中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全

衛生管理者」に改める。

第49条中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改める。

第3号様式中「総括安全衛生委員会」を「病院事業安全衛生委員会」に改める。

第4号様式中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改める。

第18号様式中「私生活上の特異点等」を「復職後の業務内容、復職支援の具体的内容、その他特記事項」に改める。

第19号様式及び第20号様式中「総括安全衛生管理者」を「病院事業安全衛生管理者」に改める。

**附 則**

この規程は、平成29年4月7日から施行する。

**人事委員会事項**

沖縄県職員採用試験を次のとおり行います。

平成29年4月7日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

**1 試験区分、採用予定数及び職務内容**

種 類	試 験 区 分	採用予定数	職 務 内 容
上 級	行 政 I	37名程度	知事部局、教育委員会、企業局等の本庁、出先機関等において、一般行政事務に従事します。
	心 理	若干名	知事部局、企業局等の本庁、出先機関等において、それぞれの職種に応じた専門的職務に従事します。
	社 会 福 祉	若干名	
	電 気	若干名	
	機 械	若干名	
	土 木	20名程度	
	建 築	若干名	
	化 学	若干名	
	農 業	若干名	
	農 業 土 木	若干名	
	農 芸 化 学	若干名	
	畜 産	若干名	
	林 業	若干名	
	水 産	若干名	
	病 院 事 務	若干名	
警 察 事 務	若干名	警察本部、警察署等において、一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等に従事します。なお、当直や交替制の勤務を伴うことがあります。	
	県立学校事務 I	若干名	県立学校において、学校事務に従事します。

中 級	県立学校事務Ⅱ	若干名	県立学校において、学校図書館事務や学校事務に従事します。
	市 町 村 立 学 校 事 務	若干名	県内の公立小学校及び中学校において、学校事務に従事します。
初 級	一 般 事 務	11名程度	知事部局等において、一般行政事務に従事します。
	土 木	若干名	知事部局において、土木に係る専門的職務に従事します。
	農 業 土 木	若干名	知事部局において、農業土木に係る専門的職務に従事します。
	警 察 事 務	若干名	上級「警察事務」と同じ。

注1 受験申込みは、一種類につき一試験区分に限ります。ただし、「中級」と「初級」の重複申込みはできません。

2 試験区分「行政Ⅰ」及び「一般事務」については、点字による受験もできます。点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なるので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

3 「行政Ⅰ」、「一般事務」及び「警察事務」については、拡大文字による受験もできます。拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

4 採用予定数については、変更になる場合があります。

5 試験区分「市町村立学校事務」で採用された方は、沖縄県教育委員会が任命権を持ち、給与を支給しますが、身分は市町村立学校の属する市町村職員となり、県内市町村立の小学校及び中学校での勤務となります。

2 受験資格

(1) 年齢及び資格

	種 類	試 験 区 分	要 件
年 齢	上 級	全 試 験 区 分	次のいずれかに該当する者 1 昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（学歴不問） 2 平成8年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
	中 級	全 試 験 区 分	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者（学歴不問）
	初 級	全 試 験 区 分	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者は除く。
資 格	上 級	社 会 福 祉	次のいずれかに該当する者 1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による社会福祉士の資格を有する者 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成30年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者
	中 級	県立学校事務Ⅱ	図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は平成30年3月までに当該資格を取得する見込みの者

注 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

(2) 国籍条項 日本の国籍を有しない者も受験できます（「警察事務」を除く。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできないとする公務員に關す

る基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

(3) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

試験	種類	日 時	試験地
第1次試験	上 級	6月25日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	宜野湾市 浦添市 西原町 宮古島市 石垣市
	中 級	9月24日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	浦添市 那覇市 宮古島市 石垣市
	初 級	9月24日（日曜日） 9時00分から12時00分まで（一般事務、警察事務） 9時00分から15時30分まで（土木、農業土木）	名護市 浦添市 那覇市 宮古島市 石垣市
第2次試験	上 級	7月下旬から8月下旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	
	中 級 初 級	10月下旬から11月上旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	

注 第1次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は受験申込み後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

種類	試験	試験種目 (配点)	内 容
上 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式（40問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）
	第2次試験	口述試験 個別面接 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		集団討論 (30)	個別面接を補完し、多角的かつ総合的な人物評価を行うため集団討論による試験を行います。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（1,000字以内）を行います。（2時間）
	資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	
第1次試験		教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）
		専門試験	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式（40



中 級	第2次試験	(100)	問)による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
		口述試験 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(1,000字以内)を行います。(2時間)
	資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	
初 級	第1次試験	教養試験(全試験区分) (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
		専門試験(土木、農業土木) (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式(40問)による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
	第2次試験	口述試験 一般事務、警察事務(60) 土木、農業土木(120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		作文試験 一般事務、警察事務(30) 土木、農業土木(60)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(600字以内)を行います。(1時間)
	資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	

注1 第1次試験における教養試験及び専門試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出法】

$$\text{得点(標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

- 2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります。
- 3 所定の試験種目を全て受験した場合に有効に受験したものとし、棄権した試験種目が1つでもある場合は、他の試験種目についても採点を行いません。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県人事委員会事務局	[〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号(098)866-2545]
	名護県税事務所	[〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号(0980)52-2170]
	コザ県税事務所	[〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号(098)894-6500]
	宮古事務所総務課	[〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号(0980)72-2551]
	八重山事務所総務課	[〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号(0980)82-3040]
	沖縄県東京事務所	[〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号(03)5212-9087]
	沖縄県大阪事務所	[〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階]

	[電話番号 (06) 6344-6828] 沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号 (052) 263-3618]
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ ( <a href="http://www.pref.okinawa.jp/">http://www.pref.okinawa.jp/</a> ) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局宛での封筒の表に「上級、中級又は初級試験受験申込書請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号241mm×335mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

## (2) 窓口又は郵送による受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級
試験案内等配布開始日	4月21日（金曜日）	7月3日（月曜日）
受付期間	5月8日（月曜日）から5月19日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	7月18日（火曜日）から7月31日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
受付時間	9時から17時15分まで	
申込先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]	
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と52円切手を所定のところに貼って沖縄県人事委員会事務局に提出してください。</li> <li>○郵便で申し込む場合には、上記申込先宛での封筒（角形2号241mm×335mm）の表に「上級試験受験申込書在中」、「中級試験受験申込書在中」又は「初級試験受験申込書在中」と朱書し、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。</li> <li>○次の試験種類及び試験区分で申し込む場合は、証明書等を受験申込書と併せて提出（同封）してください。なお、受付期限までに提出（同封）できない場合は、沖縄県人事委員会事務局まで連絡してください。 上級「社会福祉」の社会福祉士資格：社会福祉士登録証の写し 中級「県立学校事務Ⅱ」：司書となる資格を取得したこと又は取得する見込みであることを証明する書類</li> <li>○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方は、申込書の余白にその旨記入してください。</li> <li>○点字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください（上級「行政Ⅰ」及び初級「一般事務」のみ）。</li> <li>○拡大文字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください（上級「行政Ⅰ」、上級「警察事務」、初級「一般事務」及び初級「警察事務」のみ）。</li> </ul>	
受験票の交付	受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは上級試験については6月中旬に、中級・初級試験については9月中旬に受験票を郵送します。試験日の6日前（月曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。	

注 申込み後は、申込みをした試験区分、第1次試験地の変更は認めません。

## (3) インターネットによる受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級
受付期間	5月8日（月曜日）から5月17日（水曜日）まで	7月18日（火曜日）から7月27日（木曜日）まで
受付時間	24時間（ただし、受付期間初日は9時から）	

<p>申 込 方 法</p>	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページ「沖縄県職員採用試験のお知らせ」(下記URL)へアクセスし、「電子申請の操作手順」の指示に従って申込みをしてください。  <a href="http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html">http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html</a>                  ○【電子申請(インターネットによる申込み)を利用する際の注意事項】                  電子申請による受験申込みは、大きく分けて次の3つの手順を踏む必要があります。                  ①電子申請を利用するための登録(利用者IDの取得、パスワードの設定)                  ②取得した利用者IDによる受験申込み                  ③人事委員会が発行する「受験票」の取得                  ○①は、県庁の電子申請サービスを利用するための手順であり、②の受験申込手順ではないので注意してください。                  仮に①の手続で終了し、②の手続を行わなかった場合、「人事委員会に対して受験申込みはされていない」状況となり、受験できませんので、よく注意してください。                  ○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。                  ○点字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください(上級「行政I」及び初級「一般事務」のみ)。                  ○拡大文字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください(上級「行政I」、上級「警察事務」、初級「一般事務」及び初級「警察事務」のみ)。</p>
<p>受 験 票 の 発 行</p>	<p>受験資格審査の結果、申込内容に不備がなければ、上級試験については6月中旬に、中級及び初級試験については9月中旬に受験票発行通知メールを登録されたメールアドレス宛てに送信します。受験票発行通知メールに記載されているアドレスからログインし、受験票を印刷してください。試験日の6日前(月曜日)までに受験票発行通知メールが到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局(電話番号098-866-2545)に連絡してください。</p>
<p>注 意 事 項</p>	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページから申込画面にアクセスできます。「電子申請の操作手順」を確認の上で手続をしてください。                  ○予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。                  ○取得した利用者IDによる受験申込み終了後、登録されたメールアドレス宛てに受信確認メール(利用者情報登録メールではありません。)が送信されますので、よく確認してください。                  ○印刷した受験票(A4サイズ)は「本人控え」「提出用」に分かれていますので、キリトリ線に沿って切ってください。試験当日は両方忘れずに持参してください。                  ○受験票「提出用」に顔写真(申込み前3か月以内に撮影。タテ4cm・ヨコ3cm程度)を貼付してください。試験当日、受験票に顔写真が貼られていない場合は受験を認めませんので注意してください。                  ※「社会福祉士」について、社会福祉士登録証の写しを提出する場合は、窓口又は郵送により申込みをしてください。</p>

6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	上級	中・初級	
第1次試験合格者	7月7日 (金曜日)	10月6日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、 沖縄県ホームページ( <a href="http://www.pref.okinawa.jp/">http://www.pref.okinawa.jp/</a> ) に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	9月上旬	11月下旬	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登録されます。各任命権者は人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- (3) 採用は原則として平成30年4月1日以降ですが、それより前に採用されることもあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格し

でも採用されないこともあります。

(5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

**8 給与等**

初任給は、平成29年4月1日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

種 類	初 任 給
上 級	178,200円（研究職191,400円）
中 級	158,800円
初 級	146,100円

**9 その他**

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験を次のとおり行います。

平成29年4月7日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

**1 試験区分、採用予定数及び職務内容**

試 験 区 分	都 県 名	採用予定数	職 務 内 容
警察官A（男性）	沖 縄 県	40名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務に従事します。
	警視庁（東京都）	3名	
	千 葉 県	3名	
警察官A（女性）	沖 縄 県	若干名	
警察官A（武道指導）	沖 縄 県	若干名	
警察官B（男性）	沖 縄 県	40名程度	
	警視庁（東京都）	2名	
	千 葉 県	2名	
警察官B（女性）	沖 縄 県	若干名	
警察官B（武道指導）	沖 縄 県	若干名	

注 採用予定数については、変更になる場合があります。

**2 受験資格**

(1) 年齢及び学歴

	都県名	年 齢	学 歴
警察官A	沖縄県	昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者	1 大学を卒業した者又は平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県、警視庁又は千葉県が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
	警視庁	昭和57年7月11日から平成8年4月1日までに生まれた男性	
	千葉県	昭和59年4月2日以降に生まれた男性	

警察官 B	沖縄県	昭和63年 4月 2日 から平成12年 4月 1日 までに生まれた者	上記に掲げる者以外の者
	警視庁	昭和57年10月17日から平成12年 4月 1日 までに生まれた男性	
	千葉県	昭和62年 4月 2日 から平成12年 4月 1日 までに生まれた男性	

- 注 1 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。
- 2 「高度専門士」の称号を取得又は平成30年 3月 までに取得する見込みの者、職業能力開発大学校応用課程等を卒業又は平成30年 3月 までに卒業する見込みの者は、警察官 Aの受験資格となります。警察官 Bでの受験はできませんのでご注意ください（詳細は沖縄県人事委員会事務局までお問い合わせください。）。
- (2) 「武道指導」区分を受験する者は、上記の受験資格のほかに次の条件が必要となります。

警察官 A	ア	柔道又は剣道の段位が申込日現在において 3段以上の者
	イ	全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績をあげた者
警察官 B	ア	柔道又は剣道の段位が申込日現在において 2段以上の者
	イ	全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績をあげた者

- (3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- ア 日本の国籍を有しない者
  - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者
    - (ア) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
    - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - (ウ) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2年を経過しない者
    - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

	試 験	試験種目	日 時	試 験 地
警察官 A	第 1 次 試 験	体力検査 I	7月 8日（土曜日）	沖縄市
		教養試験	7月 9日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	浦添市 西原町
	受験票の発送及び第 1 次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。			
	第 2 次 試 験	8月上旬から 8月下旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第 1 次試験合格者に直接通知します。		
警察官 B	第 1 次 試 験	体力検査 I	10月14日（土曜日）	沖縄市 宮古島市 石垣市
		教養試験	10月15日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	名護市 沖縄市 西原町 宮古島市 石垣市
	受験票の発送及び第 1 次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。			
	第 2 次 試 験	11月中旬から 12月上旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第 1 次試験合格者に直接通知します。		

注 1 第 1 次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は受験申込み後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。なお、体力検査 I の開始時刻は、受験票でお知らせします。

- 2 警視庁又は千葉県を第1志望とする受験者並びに「武道指導」区分の受験者は、第1次試験の体力検査Ⅰは実施しません。
- 3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、警視庁等から第1次試験合格者に直接通知されます。

4 試験の方法、配点等

(1) 試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

試験	試験種目 (配点)	内 容	
		警察官 A	警察官 B
第1次試験	体力検査Ⅰ	職務遂行に必要な持久力についての検査(20mシャトルラン)を行います。	
	教養試験(100)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による高校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
第2次試験 (沖縄県のみ)	論作文試験(30)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(1,000字以内)を行います。(2時間)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(600字以内)を行います。(1時間)
	口述試験(60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。	
	身体検査	胸部疾患、伝染性疾患、聴力、視力、色覚等について、医療機関において検査した身体検査書の提出を求め、これにより判定します。	
	身体測定	職務遂行上必要な身体的条件を有しているか測定します。	
	体力検査Ⅱ	職務遂行に必要な筋力及び俊敏性についての検査(腕立て伏せ・反復横跳び・上体起こし・握力)を行います。	
	資格加点(6)	「武道指導」区分以外について、「4(3) 資格加点について」に掲げる資格等を有する場合には、一定点を加点します。	
	武道検査(100)	「武道指導」区分について、柔道又は剣道の実技試験を行います。	
資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。		

注1 試験種目、配点等は沖縄県のもので、都県により異なる場合がありますので、詳細は各都県にお問い合わせください。

- 2 沖縄県を志望する者で体力検査Ⅰを受験しない者は、沖縄県の第1次試験を棄権したものと取り扱います。
- 3 第1次試験における教養試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出方法】

$$\text{得点(標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

4 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります(資格加点を除く。)

(2) 体力検査、身体測定及び身体検査の基準

試験種目	検査種目 (検査項目)	合 格 基 準	
		男性・武道指導(男性)	女性・武道指導(女性)
体力検査Ⅰ	20mシャトルラン	60回	35回

体力検査Ⅱ	腕立て伏せ	30回（2秒に1回）	10回（2秒に1回）
	反復横跳び	20秒間で50回以上	20秒間で40回以上
	上体起こし	30秒間で25回以上	30秒間で15回以上
	握 力	左右平均45kg以上	左右平均25kg以上
身体測定	身 長	おおむね160cm以上であること。	おおむね154cm以上であること。
	体 重	おおむね47kg以上であること。	おおむね45kg以上であること。
	胸 囲	おおむね78cm以上であること。	問いません。
	そ の 他	身体の諸機能が健全であること。	
身体検査	聴 力	正常であること。	
	視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
	色 覚	職務に支障がないこと。	

注1 体力検査Ⅰは「武道指導」区分を除く。

2 体力検査Ⅱでは、4種目のうち2種目以上が基準に達している場合に合格となります。

3 警視庁及び千葉県の身体基準は次のとおりです。詳細は各都県にお問い合わせください。

都 県 名	身 長	体 重	胸 囲	視 力	色 覚	聴 力	その他
警 視 庁 (東京都)	おおむね 160cm以上 であるこ と。	おおむね 48kg以上 であるこ と。		裸眼視力が両眼とも 0.6以上、又は矯正 視力が両眼とも1.0 以上であること。	警察官としての職務 執行に支障がないこ と。		身体の運動機能が 警察官としての 職務遂行に支 障がないこと。
千 葉 県	おおむね 160cm以上 であるこ と。	おおむね 47kg以上 であるこ と。	おおむ ね78cm 以上で あるこ と。	両眼とも裸眼視力 が0.6以上であるこ と。又は両眼とも 正視力が1.0以上で あること。	職務遂行上支障がないこと。		

(3) 資格加点について

沖縄県警察官A又は沖縄県警察官B採用試験を受験する者で、次のいずれか1つの資格等を有し、かつ証明書類等の原本により資格等を証明できるものは、加点対象となります。

区 分		資 格 等
語 学	英 語	①実用英語技能検定（英検） 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT：460点以上、iBT：48点以上 ④国際連合公用英語検定（国連英検） C級以上
	中国語	①中国語検定 3級以上 ②漢語水平考試 3級以上 ③中国語コミュニケーション能力検定（TECC） 400点以上
	韓国語	①ハングル能力検定 準2級以上 ②韓国語能力試験 4級以上
簿 記	①日商簿記検定 2級以上 ②全経簿記能力検定 1級以上	
情報処理	情報処理技術者試験により取得した経済産業省管轄の国家資格	
武 道	柔 道	講道館が認定する初段以上
	剣 道	全日本剣道連盟が認定する初段以上
	空 手	全日本空手道連盟に加盟する団体又は沖縄空手の各流派（少林流系、小林流系、松林流系、少林寺流系、剛柔流系、上地流系）が認定する初段以上

注1 資格等は、第1次試験合格発表日までに当該資格等を取得済みのものに限ります。ただし、語学については、第1次試験合格発表日から遡って3年以内に取得したのものに限って有効とします。

- 2 証明書類の提出方法等は、第1次試験合格通知でお知らせします。
- 3 複数の資格等を有していても加点は6点とします。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県警察本部警務課人事係及び沖縄県内各警察署に受験申込書を置いてありますので、直接お受け取りください。
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ ( <a href="http://www.pref.okinawa.jp/">http://www.pref.okinawa.jp/</a> ) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県警察本部警務課人事係宛ての封筒の表に「警察官A又は警察官B採用試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号241mm×335mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 受付期間、申込方法等

	警 察 官 A	警 察 官 B
試験案内等配布開始日	4月21日（金曜日）	7月3日（月曜日）
受 付 期 間	5月8日（月曜日）から5月19日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	7月18日（火曜日）から7月31日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
受 付 時 間	9時30分から18時15分まで	
受 験 票 の 交 付	受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは警察官A採用試験については6月下旬に、警察官B採用試験については10月上旬に受験票を郵送します。試験日の5日前（月曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。	
申 込 先	沖縄県警察本部警務課人事係[〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]及び沖縄県内各警察署	
申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と52円切手を所定のところに貼って沖縄県警察本部警務課人事係又は沖縄県内各警察署に提出してください。</li> <li>○郵便で申し込む場合には、沖縄県警察本部警務課人事係宛ての封筒（角形2号241mm×335mm）の表に「警察官A採用試験受験申込書在中」又は「警察官B採用試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限って受け付けます。</li> <li>○「警察官A（武道指導）」又は「警察官B（武道指導）」で申し込む場合は、2(2)の条件が必要になりますので、以下の証明書等を受験申込書とあわせて提出（同封）してください。                      警察官A（武道指導）：3段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績をあげたことを証明する書類の写し                      警察官B（武道指導）：2段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績をあげたことを証明する書類の写し</li> </ul>	

注1 警察官Bについては、申込み後、第1次試験地の変更は認めません。

- 2 申込みは窓口又は郵送のみになります。インターネットによる申込みはできません。



## 6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	警察官 A	警察官 B	
第1次試験合格者	7月21日 (金曜日)	10月27日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ ( <a href="http://www.pref.okinawa.jp/">http://www.pref.okinawa.jp/</a> ) に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	9月上旬	12月下旬	

注 警視庁又は千葉県の合格者には、後日、警視庁又は千葉県人事委員会から通知があります。

## 7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される警察官採用候補者名簿に登載されます。警察本部長は人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- (3) 採用は、原則として平成30年4月1日以降ですが、警察官Aについては、既卒者の場合、平成29年10月1日付けで採用される場合もあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (6) 警察官Aの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し6か月間初任科の教養訓練を受けた後、警察官Bの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し10か月間初任科の教養訓練を受けた後、巡査として勤務につきます。
- (7) 沖縄県以外の都県も沖縄県とほぼ同様ですが、詳しくは各都県にお問い合わせください。

## 8 給与等

- (1) 初任給は、平成29年4月1日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

	沖 縄 県	警 視 庁	千 葉 県
警察官 A	204,100円	252,100円	238,274円
警察官 B	168,400円	212,700円	202,631円

- (2) 警視庁については、平成29年1月1日現在の給料月額に地域手当を加えたもの（100円未満切り捨て）で、千葉県については、平成29年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。
- (3) 昇給は、原則として毎年1回行われます。また、勤務成績、研修成績が優秀な場合の特別昇給制度があります。

## 9 その他

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験を次のとおり行います。

平成29年4月7日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

この採用選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

## 1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試 験 区 分	採用予定数	職 務 内 容
一 般 事 務	若干名	知事部局等において、一般行政事務に従事します。

注1 点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なりますので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

## 2 受験資格

(1) 次のアからエまでの全てに該当するもの。

ア 昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

イ 申込日現在において、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

エ 沖縄県内に居住する者（通学のため一時的に県外に居住している者を含む。）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 日本の国籍を有しない者も受験できます（警察本部に採用される場合には日本国籍を有することが必要です。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

## 3 試験の日時及び場所

試 験	日 時	試 験 地	試 験 会 場
第1次試験	10月15日（日曜日） 9時00分から11時30分まで	名護市	沖縄県北部合同庁舎又は公立大学 法人名桜大学
		那覇市	沖縄県立看護大学
		宮古島市	沖縄県宮古合同庁舎
		石垣市	沖縄県八重山合同庁舎
第2次試験	11月上旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。		

注 第1次試験の試験地及び試験会場は、都合により変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は、受験票で確認してください。

## 4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

試 験	試験種目 (配点)	内 容
第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（40問）による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）
第2次試験	口述試験 (60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
	作文試験 (30)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（600字以内）を行います。（1時間）
資 格 調 査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	

注1 第1次試験における教養試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超え

る場合があります。

【得点の算出方法】

$$\text{得点 (標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点 (正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号 (098) 866-2545] 名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号 (0980) 52-2834] コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号 (098) 894-6500] 宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 72-2551] 八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 82-3040] 沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号 (03) 5212-9087] 沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号 (06) 6344-6828] 沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号 (052) 263-3618]
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ ( <a href="http://www.pref.okinawa.jp/">http://www.pref.okinawa.jp/</a> ) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード(印刷)がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局宛での封筒の表に「選考試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号241mm×335mm)を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 受付期間、申込方法等

試験案内等配布開始日	7月3日(月曜日)
受付期間	7月18日(火曜日)から7月31日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
受付時間	9時から17時15分まで
受験票の交付	受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは10月上旬に受験票を郵送します。試験日の6日前(月曜日)までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局(電話番号098-866-2545)に連絡してください。
申込先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]
申込方法	○受験申込書及び受験票に必要事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真(タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm)と52円切手を所定のところに貼って提出してください。 ○郵便で申し込む場合には、上記申込み先宛での封筒(角形2号241mm×335mm)の表に「選考試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。 ○身体障害者手帳の写しを受験申込書と併せて提出(同封)してください。

注1 申込み後は、第1次試験地の変更は認めません。

2 申込みは窓口又は郵送のみになります。インターネットによる申込みはできません。

## 6 合格者の発表

	発表期日	方 法
第1次試験合格者	10月27日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ ( <a href="http://www.pref.okinawa.jp/">http://www.pref.okinawa.jp/</a> ) に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	11月下旬	

## 7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から任命権者は採用者を決定します。
- (2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

## 8 給与

初任給は、平成29年4月1日現在で、141,600円で、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

## 9 その他

試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

職務遂行に当たっては、県職員以外の人に関わることはできません。

# 選挙管理委員会事項

## 沖縄県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成29年沖縄県選挙管理委員会告示第2号は、廃止する。

平成29年4月7日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,066
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 244,160
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,349
うるま市選挙区	32,095
沖縄市選挙区	36,519
宜野湾市選挙区	25,530
浦添市選挙区	29,565

那覇市・南部離島選挙区	90,158
豊見城市選挙区	15,994
島尻・南城市選挙区	34,007
糸満市選挙区	15,773
宮古島市選挙区	14,843
石垣市選挙区	14,456
国頭郡選挙区	18,513
中頭郡選挙区	40,629

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4</p>
--	---